

◎別表3 受験資格及び試験の免除の範囲（主なもの）

免許職種	受 験 資 格（主なもの）	免除の範囲		
		実技	学 科 関連 学科	指導 方法
全職種 (受験職種に対応する技能検 定職種につい ては、別表2を 参照)	職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級（「パルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）合格者	○	○	
	職業能力開発促進法による技能検定2級合格者	○		
	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有する者		○	
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者		○	
	免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了し、その後、1年以上の実務の経験を有する者		○	
	免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級2輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	
測 量 科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	
事 務 科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	

介 護 サービス科	・児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、実務経験（※1）を有し、かつ、実務者研修の修了者（※2） ・保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 ・保健師助産師看護師法による准看護師の免許を有する者であって、実務経験（※1）を有する者 ・教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、実務経験（※1）を有する者若しくは実務者研修の修了者（※2） ・理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、実務者研修の修了者（※2） ・社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、実務者研修の修了者（※2） ・社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証を有する者 ・精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、実務者研修の修了者（※2） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、実務経験（※1）を有し、かつ、実務者研修の修了者（※2） （※1）介護サービス科に関し7年以上の実務の経験 （※2）社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当する者	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	

（注）○印は試験が免除される範囲

上記以外の試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲については、岐阜県商工労働部労働雇用課までお問い合わせください。